

農林水産商工常任委員会資料

(令和6年1月19日)

項 目

- ・ 小鹿第一発電所(鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業)の公共施設等運営権設定時期の変更について 2 ページ

企 業 局

小鹿第一発電所(鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業)の公共施設等運営権設定時期の変更について

令和6年1月19日
企業局経営企画課

台風第7号の影響により小鹿第一発電所(三朝町)各取水支川における工作物の損壊等が発生し、PFIコンセッション事業者(M&C鳥取水力発電(株)、以下「M&C」という。)から、再整備業務期間の完了日を令和6年7月31日まで延伸したい旨の協議書の提出があり、協議内容を精査したところ、M&Cの責に帰すことができない事由により生じたものと認め、令和2年6月に議決した公共施設等運営権の設定内容の一部を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定に基づき、令和6年2月議会に附議予定でありますので、その概要を報告します。

1 運営権設定変更

- (1) 対象施設 小鹿第一発電所
- (2) 設定変更の内容(運営権の存続期間)

	変更前	変更後
運営権の存続期間の開始日	令和6年2月1日	令和6年8月1日
運営権の存続期間の満了日	令和26年1月31日	令和26年7月31日

(3) 変更手続

令和6年2月議会に附議予定(議決により変更)

(理由)

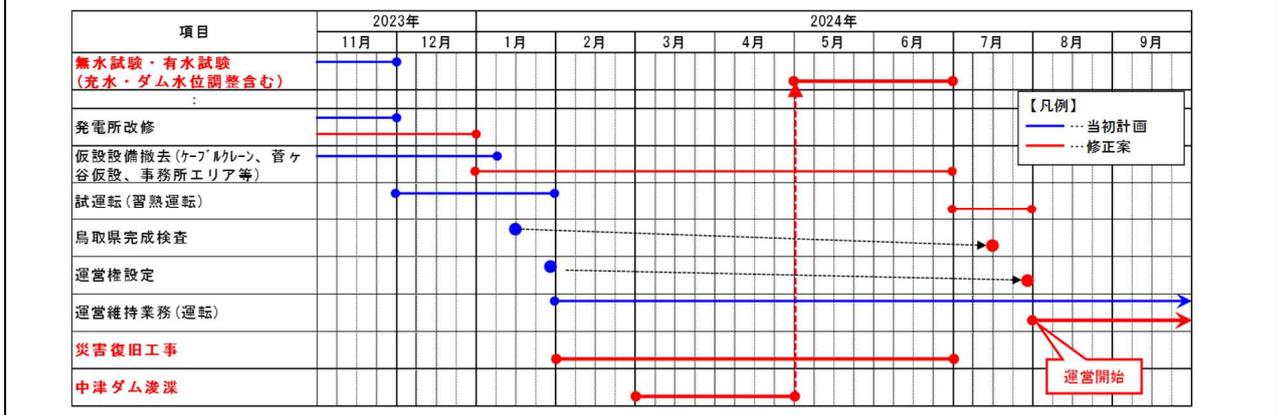
小鹿第一発電所への往来で通行する県道も台風による被災で不通となったこと、また、各取水支川への巡視路も損害を受けたことにより、施設の詳細な被害状況の調査が難航するなど、運営開始までの再整備業務に不測の日数を要したため、M&Cから県へ再整備業務期間(運営開始日の変更)の協議があった。

2 運営開始日の変更に係る経過

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業基本契約書に基づき、以下のとおり手続きを行った。

令和5年	9月25日	台風第7号による不可抗力通知を受理 (M&C→県)
	12月21日	再整備業務期間の変更に関する協議開始の申出 (M&C→県)
	22日	再整備業務期間の変更に関する協議開始の回答 (県→M&C)
令和6年	1月10日	再整備業務期間(運営開始日の変更)に関する協議 (M&C→県)
	1月11日	再整備業務期間(運営開始日の変更)に関する協議への回答(提案日程に同意)(県→M&C)

事業者から提出のあった工程表(見直し後:抜粋)(令和6年1月10日)



3 その他

(1) 企業局への影響

小鹿第一発電所に係るM&Cから本県への運営権対価分割金(合計約12億円)については、受領時期はずれ込むが、総額に変更はない。

(2) 本事業における他発電所の運営権設定時期

- ア 春米発電所(令和2年9月1日に運営権を設定)
- イ 小鹿第二発電所(令和5年9月1日に運営権を設定)
- ウ 日野川第一発電所(令和6年12月1日に運営権を設定予定)